

茨城県報

第6499号

昭和52年2月3日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告示

	ページ
●字区域の一部変更(地方課).....	1
●療養取扱機関の申出の受理等(医療福祉課).....	2
●保険医療機関及び保険薬局の指定(保険課).....	3
●准看護婦試験(医務課).....	5
●結核予防法に基づく医療機関の指定(保険予防課).....	8
●結核予防法に基づく医療機関の指定の辞退(").....	8
●定款変更の認可(2件)(農地管理課).....	8
●土地改良事業の適当決定(2件)(").....	8
●土地改良事業の認可(").....	9
●県道路線の認定(道路維持課).....	9
●道路区域の決定(").....	10
●都市計画事業の認可(下水道課).....	10
●木材業者等の登録(県西総合事務所).....	10

(公安委員会)

●緊急自動車の指定及び指定の取消し.....	11
------------------------	----

公告

●漁場計画に関する公聴会(漁政課).....	12
●昭和52年測量士・測量士補試験(用地課).....	12
●土地立ち入り測量(4件)(").....	13
●開発行為の工事完了(建築指導課).....	15
●道路位置の指定(").....	15

正誤

●昭和51年12月23日付茨城県報第6489号中.....	15
-------------------------------	----

告示

茨城県告示第102号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき境町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同町長から届出があつた。

昭和52年2月3日

茨城県知事 竹内 藤 男

大字下小橋字上野 594の2, 594の3, 605の1から605の3まで, 606の1, 606の2, 607の1から607の4まで, 608の1, 608の2, 609の2, 609の4, 609の5, 610の2から610の5まで, 611の1から611の3まで, 612の1から612の3まで, 613の2, 613の3, 614の2から614の4まで, 615の1, 615の2, 617の2から617の4まで, 618の1, 618の2, 618の4, 619の1, 619の3, 619の4, 620の2から620の4まで, 621の2から621の4まで, 622の1から622の3まで, 623の2, 624の2, 625の2から625の4まで, 626の2, 626の3, 626の5, 626の6, 628の2から628の4まで, 630の1, 630の2

大字上小橋字長五郎分 165の1から165の4まで, 166の1から166の8まで, 167の1から167の4まで, 168の1から168の4まで, 168の6から168の9まで, 168の11から168の17まで, 169の3から169の7まで, 170の2, 171の1から171の6まで, 172の1から172の3まで, 173の1から173の3まで, 255の1から255の3まで, 256, 256の1から256の5まで, 257の1から257の5まで, 258の1, 258の2, 259, 260の1, 260の2, 261, 262の4, 262の5, 263の3, 263の4, 264の2, 264の3, 264の5, 265の1, 265の4から265の11まで, 266

大字西泉田字海道向 1435の1

” 字海道向の内 1434の1

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字下小橋字蟬野に変更

大字西泉田字海道向の内 1438の1から1438の4まで, 1438の7, 1439の9

上記を大字西泉田字下野原に変更

茨城県告示第103号

次のものは, 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第37条第3項の規定により, 療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ, 及び次のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により, 他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので, 療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項および第2項の規定により告示する。

昭和52年2月3日

茨城県知事 竹内 藤 男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
022,100,2	52.1.1	村田眼科医院	村田充輝	日立市神峰町 1-10-4	52.1.1	全国
032,101,8	51.11.10	久松医院	久松順一	土浦市桜町 1-13-5	51.11.10	”
032,102,6	52.1.1	海老原医院	海老原学	” 大字穴塚 字長町1998	52.1.1	”

132,041,5	51.12.17	勝田市 休日診療所	川 又 敏 雄	勝田市中根3186	51.12.17	"
142,026,4	52.1.1	新日本鍛工業 (株)診療所	坂 野 三 郎	高萩市大字上手 綱3333	52.1.1	"
054,006,6	"	久保田 薬 局	久保田 良 子	石岡市大字石岡 1869-2	"	"

茨城県告示第104号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の3第1項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

昭和52年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科	所在地	開設者又は 代表者	指定申請 の事由
医 科					
022,100,2 52.1.1	村田眼科医院	眼	日立市神峰町 1-10-4	村田 充 輝	新規
032,101,8 51.11.10	久松医院	内,小,放	土浦市桜町1-13-5	久松 順 一	開設者変更 (春水→ 順一)
032,102,6 52.1.1	海老原 "	外,整外,内, 胃,皮,泌	" 大字穴塚字長 町1998	海老原 学	新規
132,041,5 51.12.17	勝田市 休日診療所	内,小,外	勝田市中根3186	勝田市長 川 又 敏 雄	所在地変更 (神明町 1→中根 3186)
142,026,4 52.1.1	新日本鍛工業 (株)診療所	外,内	高萩市大字上手綱 3333	坂 野 三 郎	新規
012,049,3 51.12.25	小口内科医院	内	水戸市南町 3-5-29	小口 哲 夫	再指定
012,056,8 52.1.1	志村病院	外,整外,胃	" 泉町 1-7-38	志村 弘 道	"
012,161,6 "	細田外科内科	外,内,脳神 外,整外,小, 理診,放	" 元吉田町大字 筑野3297-3	細田 誠 治	"
022,073,1 "	医療法人社団 深田病院	産,婦,小, 麻	日立市鮎川町 2-1-39	深田 三 夫	"
062,029,4 "	宮田病院	外,内	下館市丙59	宮田 雅 夫	"
062,040,1 "	医療法人松岡会 松岡病院	整外	" 甲44	松岡 竜 雄	"
072,011,0 "	渡辺医院	内,小	結城市山川新宿168	渡辺 忠 市	"
092,016,5 "	大平内科医院	内	那珂湊市八幡上4457	大平 二 郎	"

112,010,4 51.12.27	順寿堂片見医院	外, 耳, 咽, 内	水海道市諏訪町2999	片 見 準 一	"
132,007,6 52.1.1	勝 田 医 院	内, 小, 放	勝田市市毛下坪 975-7	板 橋 三 郎	"
152,010,5 51.12.20	北茨城市立病院	内, 外, 整外, 産婦	北茨城市大津町北町 3088	北茨城市長 柴 田 章	"
152,011,3 "	北茨城市立 水沼診療所	内, 小, 外	" 華川町花園 小沼88	"	"
152,012,1 51.12.22	医療法人芳医会 滝 病 院	内, 小, 産婦, 外, 整外, 眼	" 磯原町磯原 414-2	滝 昭	"
152,013,9 52.1.1	医療法人誠之会 富士ヶ岡診療所	内	" 関本町富士 ヶ岡667	広 橋 誠 之	"
172,014,3 "	草 間 医 院	内, 小	取手市東3-8-37	草 間 邦 夫	"
312,034,2 "	松 本 "	内, 小, 胃, 皮, 放	東茨城郡小川町字小 川1330	松 本 善 也	"
332,019,9 "	綿 引 内 科 医 院	内, 放	那珂郡大宮町922	綿 引 正 明	"
392,031,1 "	小 埜 病 院	産, 婦	新治郡玉里村田木谷 169-3	小 埜 寛	"
401,001,3 "	荒川沖 "	精神, 内	筑波郡谷田部町大字 稲岡字屋敷台785-2	長 瀬 正 幸	"
412,029,1 "	安 達 医 院	外, 胃, 皮, 内, 性	真壁郡真壁町大字真 壁219	安 達 芳 男	"
431,003,3 "	医療法人共助会 猿 島 厚 生 病 院	内, 精, 神, 歯	猿島郡総和町西牛ヶ 谷737	小 倉 宏 平	"
432,042,0 51.12.29	清水ヶ丘診療所	内, 小	" 猿島町大字逆 井4112	鶴 見 金 一	"
442,007,1 52.1.1	杉 山 医 院	"	北相馬郡利根町押戸 1291-1	杉 山 七 郎	"
歯 科					
013,050,6 52.1.1	笹 島 歯 科 医 院	歯	水戸市元山町 1-1-58	笹 島 光 男	再 指 定
013,071,2 "	高 崎 "	"	" 泉町 1-4-14	高 崎 康 史	"
033,021,3 "	田 中 "	"	土浦市川口 1-10-17	田 中 啓 行	"
033,026,2 51.12.24	飯 島 "	"	" 下高津柳町 71-2	飯 島 竜 二	"
033,029,6 52.1.1	鈴 木 "	"	" 大字荒川沖405	鈴 木 重 彦	"

063,019,0 "	福 田 "	"	"	下館市丙142	福 田 守 利	"
133,012,1 51.12.30	宮 山 "	"	"	勝田市堀口向坪 611-1	宮 山 尚	"
333,015,2 52.1.1	川 上 "	"	"	那珂郡山方町山方 917	川 上 満 雄	"
423,010,4 "	みなば "	"	"	結城郡石下町新石下 4671-1	皆 葉 明	"
433,022,7 "	医療法人共助会 猿 島 厚生病院	"	"	猿島郡総和町西牛ヶ 谷737	小 倉 宏 平	"
薬 局						
054,006,6 52.1.1	久保田 薬 局	調	劑	石岡市大字石岡 1869-2	久保田 良 子	新 規
354,001,4 "	十 王 "	"	"	多賀郡十王町大字友 部173-6	鷺 武	再 指 定
364,007,9 "	刀 水 堂	"	"	鹿島郡波崎町柳川 8318	山 木 昭 子	"

茨城県告示第105号

保健婦助産婦看護婦法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和52年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 試 験 期 日 昭和52年3月13日(日) 午前9時から
- 2 試 験 場 所 水戸市五軒町3の2
大成女子高等学校
- 3 試 験 科 目

解剖生理, 細菌及び消毒法, 個人衛生, 食餌療法, 薬理概論, 一般看護法(理論及び実施), 看護史及び看護倫理, 看護の原理及び実際, 内科疾患及び看護法, 外科疾患及び看護法, 小児科及び看護法, 産婦人科疾患及び看護法, 精神科疾患及び看護法, 眼科・歯科及び耳鼻咽喉科疾患, 皮膚泌尿器科疾患, 理学療法

ただし准看護師については「産婦人科疾患及び看護法」を除く。

4 受 験 資 格

次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 文部大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めたもの
- (2) 厚生大臣の定める基準に従い, 都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業したもの
- (3) 文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学科を修めたもの

- (4) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業したもの
- (5) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たもので、厚生大臣が上記(3)又は(4)に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たもののうち、上記(5)に該当しないもので、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

5 受験手続

- (1) 試験を受けようとするものは、次の書類を提出すること。

ア 受験願書及び履歴書(別記様式第1号)

イ 受験資格を証する書類

(7) 文部大臣の指定した学校又は厚生大臣の指定した養成所を卒業した者にあつては、その修学証明書又は卒業証明書(修学又は卒業見込みの者にあつては、修学見込証明書又は卒業見込証明書)

(4) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者にあつては受験資格認定書の写し

ウ 写真

出願前6ヶ月以内に脱帽して正面上半身を撮影した名刺大のものを、准看護試験願書の所定の位置にちよう付すること。

エ 戸籍抄本(外国人の場合は外国人登録証明書)

- (2) 修学見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者にあつては、昭和52年3月23日までに修学証明書又は卒業証明書を提出すること。

- (3) 受験願書の受付期間

ア 受付期間は、昭和52年2月14日(月)から昭和52年2月17日(木)までとする。

イ 受付期間は、毎日午前9時から午後5時までとする。

ウ 郵送の場合は、昭和52年2月17日(木)の消印のあるものまで有効とする。

- (4) 受験手数料

受験手数料として1,000円に相当する茨城県収入証紙(消印しないこと)を受験願書にちよう付すること。

- (5) 受験願書の受付場所

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県衛生部医務課

- (6) 受験票の交付

受験票は、昭和52年2月末日までに交付(郵送)する。

6 合格発表

試験の合格者は、昭和52年3月25日(金)に茨城県衛生部医務課に受験番号及び氏名を掲示して発表する。

なお、受験資格を証する書類として修学見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者
で、昭和52年3月23日までに修学証明書又は卒業証明書の提出がないときは、当人にかかる試
験については試験の結果いかにかわらず受験がなされなかつたこととみなす。

様式第1号

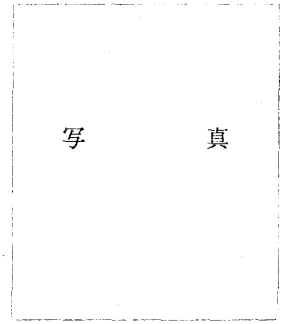
准 看 護 婦 試 験 願 書

本 籍

住 所

氏 名

㊦



昭和 年 月 日撮影

昭和 年 月 日生

准看護婦試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

昭和52年 月 日

茨城県知事 竹 内 藤 男 殿

履 歴	一 般 学 歴 (最 終)	
	専 門 学 歴 (准看養成所等)	
	職 歴	
	賞 罰	
書	上記のとおり相違ありません。	
		氏 名 ㊦

受験番号	※
------	---

- 注意 1 ※印のところは記載しないこと。
2 受験願書に記載する本籍氏名は戸籍に記載されている文字とすること。

茨城県告示第106号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定したので公示する。

昭和52年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	指定年月日
勝 田 整 形 外 科 病 院	勝田市東石川東坪2297-2	51. 10. 10

茨城県告示第107号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定に基づき、次の医療機関は、指定を辞退したので公示する。

昭和52年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(辞 退)

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
橋 本 内 科	水戸市泉町2-1-5	51. 12. 31

茨城県告示第108号

昭和51年9月10日付で土浦市外十五ヶ町村土地改良区から申請のあつた定款変更を、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、昭和52年1月24日認可した。

昭和52年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第109号

昭和51年12月10日付で小場江堰土地改良区から申請のあつた定款変更を、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、昭和52年1月24日認可した。

昭和52年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第110号

両桁土地改良区が行おうとする瓦会地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
両桁土地改良区定款の写し
瓦会地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和52年2月12日から昭和52年3月4日まで
- 3 縦覧の場所 八郷町役場

茨城県告示第111号

豊田新利根土地改良区が行おうとする福ノ木地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年2月3日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 縦覧に供する書類
豊田新利根土地改良区定款の写し
福ノ木地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和52年2月12日から昭和52年3月4日まで
- 3 縦覧の場所 利根町役場

茨城県告示第112号

昭和51年9月30日付で豊田新利根土地改良区から申請のあつた砂場第一地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年1月25日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和52年2月3日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。その関係図面は、昭和52年2月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年2月3日

茨城県知事 竹内藤男

整理番号	路線名	起終	地点	重経 要過 な地	備考
401	大洋鹿島線	鹿島郡大洋村			
		鹿島郡鹿島町		鹿島郡大野村	

茨城県告示第114号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和52年2月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年2月3日

茨城県知事 竹内藤男

整理番号	道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員	延長	備考
401	県道	大洋鹿島線	鹿島郡大洋村大字二重作415番地先から	メートル 最大 13.00	メートル 20,290.40	
			鹿島郡鹿島町大字宮中字三笠山2452番の1地先まで	メートル 最小 1.50		

茨城県告示第115号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和52年2月3日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 施行者の名称 鹿島町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鹿島臨海都市計画下水道事業鉢形1号都市下水路
- 3 事業施行期間 昭和52年2月3日から昭和55年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
鹿島町大字国末字西田, 大字泉川字西泉, 字佃
 - (2) 使用の部分
鹿島町大字国末字西田, 大字泉川字西泉, 大字長栖字蒲地

茨城県告示第116号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録した。

昭和52年2月3日

茨城県西地方総合事務所長 山崎松夫

第1種業者登録

登録 番号	登録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
西総合 第159号	昭和 52. 1. 24	真壁郡明野町 大字村田 697-39	山田 昭悦	—	住所に同じ	—	販売業 (小売)	新

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第3号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により、次のとおり緊急自動車の指定及び指定の取消しを行つたので公示する。

昭和52年2月3日

茨城県公安委員会委員長 大 平 二 郎

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	用 途	所有者又は管理者
941	茨 88 す 3191	いすず 51年	警察責務遂行用	茨城県警察本部
942	11 — 0294	ホンダ	自衛隊用	陸上自衛隊 霞ヶ浦駐とん部隊
943	茨 88 せ 3005	マツダ 52年	警察責務遂行用	茨城県警察本部

2 緊急自動車の指定の取消し

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	所有者又は管理者	指 定 年 月 日	告示番号
51	茨 8 た 2282	いすず 38年	茨城県警察本部	42. 4. 27	14
160	茨 8 た 5111	三 菱 44年	"	44. 2. 17	4
414	茨 8 た 2787	ニッサン 44年	"	44. 5. 26	13
415	茨 8 た 2788	"	"	"	"
458	茨 8 た 2900	"	"	45. 1. 8	1
539	茨 88 す 178	ニッサン 45年	"	45. 12. 3	25
542	茨 88 す 187	トヨタ 45年	"	"	"
544	茨 88 す 182	いすず 45年	"	"	"
72	11 — 0263	ホンダ	陸上自衛隊 霞ヶ浦駐とん地	43. 9. 20	16

公 告

●漁場計画に関する公聴会

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定に基づき漁業権の漁場計画について次のとおり公聴会を開催するから意見を述べたい方はご出席下さい。

昭和52年 2 月 3 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会 長 石 津 正 明

- 1 開 催 日 時 昭和52年 2 月 17 日 午前10時30分
- 2 開 催 場 所 土浦市真鍋 5 丁目17番26号
土浦合同庁舎会議室
- 3 案 件 区画漁業権 1 件の漁場計画について

4 公聴会における公述者の注意

(1) 公聴会における公述者の範囲は次に掲げるものとする。

- イ 漁業権者, 入漁権者
- ロ 漁業権漁業の経営者
- ハ 漁業協同組合関係者
- ニ その他利害関係者

(2) 公聴会において意見を述べようとする者(公述者)は住所, 氏名, 年令, 従事する漁業を發表し, 会長の許可を得たうえ発言しなければならない。

(3) 公述者の発言は, その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

(4) 公述者の発言が, その意見を聴こうとする案件の範囲を超え, 又は, 不穏当な言行があつたときは, 会長はその発言を禁止し, 又は, 退場を命ずることがある。

(5) 委員会の委員は公述者に対して, 質疑することができる。ただし, 公述者が委員に質議することはできない。

●昭和52年測量士・測量士補試験

測量法(昭和24年法律第188号)に基づく測量士試験及び測量士補試験の施行について次のとおり公告する。

昭和52年 2 月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第 1 受験資格

年令, 性別, 学歴, 実務経歴等いつさいを問わない。

第 2 試験方法

測量士, 測量士補とも筆記試験のみとする。

第 3 試験日時

1 測量士試験

昭和52年 5 月 22 日 (日曜日)

午前10時から午後 0 時 30 分まで

午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

2 測量士補試験

昭和52年 5 月 22 日 (日曜日)

午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

第 4 試験地

水戸市ほか25都市

第 5 受験手続

(1) 願書受付場所

建設省国土地理院

東京都目黒区東山 3-24-13 郵便番号 153

電話 03 (713) 0141

(2) 願書受付期間

昭和52年 2 月 21 日 (月) から 3 月 22 日 (火) まで (日曜日を除く。)

午前10時から午後 4 時 (土曜日は正午まで)

ただし、郵送する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表には「測量士試験」又は「測量士補試験」と朱書し、3月22日までの日付の消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験願書用紙等の交付

受験願書用紙及び受験案内書は、昭和52年 2 月 3 日から次の場所において交付する。

① 茨城県土木部用地課 (電話 0292 (24) 6924)

② 建設省国土地理院総務部総務課

(東京都目黒区東山 3-24-13 〒153)

③ 建設省国土地理院関東地方測量部

(東京都港区麻布台 2-2-1 〒106)

なお、郵送で交付を求める場合は、封筒の表に願書請求と朱書し、あて先明記の返信用封筒に所要の郵便切手をはつたものを同封すること。

ただし、茨城県土木部用地課では郵送の取扱いはしない。

●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和52年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 都市計画街路事業(川尻友部線)
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
日立市川尻町字富士下、字観音前及び字平田惣地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和52年2月3日から昭和52年3月31日まで

-
- 1 起業者の名称 茨城県知事
 - 2 事業の種類 一般国道293号改築工事
 - 3 立ち入ろうとする土地の区域
常陸太田市宮本町字若宮、字根道、字蔵の内及び字中城地内
 - 4 立ち入ろうとする期間
昭和52年2月3日から昭和52年3月31日まで

-
- 1 起業者の名称 茨 城 県
 - 2 事業の種類 県道常陸太田大子線道路改良工事
 - 3 立ち入ろうとする土地の区域
久慈郡水府村大字上高倉字明神、字梨木下、字地田久保平、字地田久保、字高島、字水境、字岩下、字北向平、字二本木、字井戸久保、字滝沢、字六斗蒔、字大久保、字釣岩道下及び字石昌場地内
 - 4 立ち入ろうとする期間
昭和52年2月3日から昭和52年6月30日まで

-
- 1 起業者の名称 茨 城 県
 - 2 事業の種類 県道新地上河合線道路改良工事
 - 3 立ち入ろうとする土地の区域
常陸太田市粟原町字角、字東、字亀田、字仲新地、字鶴田、字田端、字豊町、字雑町、字上砂川及び字下砂川地内
" 島町字築田、字塚田、字神町、字榎田、字馬場下、字九反田、字御所内、字大町、字東半溜、字半溜及び字上高田地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和52年2月3日から昭和52年3月31日まで

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和51年12月24日に完了した。

昭和52年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

取手市新町1丁目甲516番の一部, 甲516番の1の一部, 甲516番の2, 甲517番の一部, 甲517番の1の一部, 甲518番の一部, 甲518番の1の一部, 甲519番の一部, 甲522番の1の一部, 甲523番の一部, 甲526番の一部, 甲527番の1, 甲528番から甲534番まで, 甲535番の1, 乙1335番から乙1339番まで

2 事業主の住所及び氏名

取手市新町1-5-30

三和産業株式会社

代表取締役 結 城 四 郎

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和52年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者 氏 名	住 所	道 路 の 位 置	道路幅員及び延長 幅 員 (m)	延 長 (m)
潮土木指令 第21号	52. 1. 24.	久保 博	鹿島郡大野村荒井35	鹿島郡大野村荒井字前436-2	4.00	26.80
竜土木指令 第22号	52. 1. 17	野口 倉夫	稲敷郡阿見町阿見3336	稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原4666-2433, 2427, 2438	4.00	33.50

正 誤

昭和51年12月23日付茨城県報第6489号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
7	上から17	山方町大字舟生字前作344の1, 字山ノ神2157	山方町大字舟生, 字前作2157, 字山ノ神344の1

★ 県政の総覧 () 県民の六法 ★

茨城県報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は，昭和51年4月1日から送料とも1ヵ月1,000円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
休日の場合は繰り下ぐ 金 1,000 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所